

滋 健 福 政 第 6 4 2 号
令和2年(2020年)5月19日

厚生労働大臣 様

滋 賀 県 知 事
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の
現状に関する認識について (回答)

令和2年5月14日付厚生労働省発健 0514 第8号により照会のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

別紙のとおり

健康医療福祉部
新型コロナウイルス感染症対策班
総務チーム (担当: 平田、林)
電話 077-528-3578
e-mail coronataisaku2@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症発生下における 医療提供体制及び検査体制の現状に関する認識

1. 医療提供体制の確保について

(1) 入院医療提供体制について

4月上旬から中旬にかけて多くの新規感染者の発生が続き、一時的に患者数が確保病床数を上回る状況もあったが、その後、病床数の確保が一定進むとともに、感染者の発生も減少していることから、5月18日時点では、本県における確保病床数242床の稼働率は9.5%に留まっており、現時点の入院医療提供体制としては逼迫している状況にはない。

しかしながら、現在、4月に想定した目標病床を目指し、「確保する可能性のある最大病床数」として423～603床を見込み、その確保に向けて取り組んでいるところである。なお、県内の感染動向を踏まえて、新たな目標病床数の設定を検討している。

今後の入院医療提供体制としては、感染者の発生が一定収まっている間は、コロナ対策用の体制から通常に近い状態へと戻し、感染拡大の局面を迎えたときには即座にコロナ対策用の体制に切り替えることが望ましい。しかしながら、実際には、医療機関の体制構築には一定の期間を要するため、こうした対応は困難なことから、現実に必要な空床確保のための経費について十分な財源措置を願いたい。

加えて、医療機関においては、新型コロナウイルス患者用の病床を確保するため、病棟単位での閉鎖、予定手術や予定入院の延期、外来受診の抑制、医療人材の重点配置などの対応により、4月だけで2億円の減収となっている病院や、極めて厳しい資金繰りとなっている病院があるなど、地域医療を担う病院に甚大な影響が生じており、個々の病院から県に対して財政支援を要望する切実な声が寄せられている。

また、患者を受け入れていない病院においても、常に感染の危険があり必要な対策に多くの経費を要することに加えて、感染リスクを心配した受診抑制等による外来・入院患者の減少により病院経営が急速に悪化している状況であり、新型コロナウイルス感染症だけでなく、他疾患を含めた地域医療提供体制全体に対し中長期にわたる影響が強く懸念されることから、さらなる財政支援について早急に検討をお願いしたい。

(2) 宿泊療養施設について

必要な医療提供体制を確保するための軽症者・無症状者の宿泊療養場所については、本県では、1施設62室を確保しているところ、5月18日時点の稼働率は6.5%に留まっており逼迫している状況にはない。

今後の宿泊療養施設の確保については、感染者の発生状況に応じて柔軟に確保数を調整できることが望ましいが、医療支援のための医師・看護師の確保や、生活支援用のためのスタッフの確保等に一定の時日を要することから、今後の急激な患者の増加に備えて、更なる宿泊療養施設の開設に向けて準備を行っている。ついては、今後の円滑な宿泊療養施設の確保・運営に向けて、十分な財源措置をお願いしたい。なお、必要な宿泊療養施設数については、現在、病床数とともに検討中である。

2. 検査体制について

(1) PCR検査

4月時点では、本県のPCR検査は衛生科学センターのみで対応しており、一時的には検査体制が逼迫する状況もあったが、検査の必要な疑い例については全て対応してきた。

現時点では、一時期と比べて検体数が少なくなっており逼迫した状況にはないが、医師が検査を必要と判断する人や基礎疾患のある方、妊産婦等を対象に、より柔軟に検査を受けられる体制とするためにも、行政検査の外部委託や、保険適用による検査のできる医療機関の増加、地域外来・検査センターの設置に取り組み、PCR検査数の拡大を進めているところである。

そのため、民間検査機関の実施能力の拡充への支援と、試薬や綿棒等の検査の実施に必要な物資の安定供給をお願いしたい。

(2) 抗原検査・抗体検査

既に一部運用が始まっている抗原検査については、迅速かつ簡便に陽性患者を確定できることから、PCR検査と併用することにより、クラスターの発生時の濃厚接触者への一斉検査や緊急を要する重症患者の検査に、有効に活用できるものと認識している。全都道府県への早期の安定供給に対応いただきたい。

また、抗体検査については、抗体獲得の効果等について十分な情報が無いことから、社会に混乱をもたらすことがないよう、国の責任において抗体検査の現時点における評価と今後の将来予測について、国民に対し十分に説明と周知をいただきたい。

(3) 接触確認アプリの導入を見据えた検査体制等の整備

現在、国において導入を検討されている接触確認アプリや、本県において検討を進めている感染拡大防止システムなど、スマートフォンを活用して感染者との接触情報を受け取ることのできるシステムの検討を進めているところである。

こうしたシステムの導入により、接触情報の通知を受け取った多くの方から相談や検査を求める声が予想されることから、これらの求めに対応できる相談体制や検査体制の拡充が必要であり、効率的な検査方法の整備も含め、必要な対策を検討いただきたい。